

様式第二号の八（第八条の四の五関係）

（第1面）

産業廃棄物処理計画書

令和5年6月12日

福島県知事

内堀雅雄 殿

提出者

住 所 東白川郡塙町大字塙字大町4-6

氏 名 深谷建設株式会社

代表取締役 深谷 佳孝

電話番号 0247-43-0277



廃棄物の処理及び清掃に関する法律第12条第9項の規定に基づき、産業廃棄物の減量その他その処理に関する計画を作成したので、提出します。

事業場の名称	深谷建設株式会社
事業場の所在地	東白川郡塙町大字塙字大町4-6
計画期間	令和5年4月～令和6年3月

当該事業場において現に行っている事業に関する事項

① 事業の種類	総合建設業
② 事業の規模	令和4年度完工高 ￥ 2,300 百万円
③ 従業員数	33人
④ 産業廃棄物の一連の処理の工程	<p>工事受注 → 施工 → 産業廃棄物発生</p> <p>① → 再利用 → 自社運搬 → 中間処理(委託)</p> <p>② → 委託運搬 → 最終処分(委託)</p>

（日本産業規格 A列4番）

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

(管理体制図)

別紙①管理体制図による

産業廃棄物の排出の抑制に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】						
①現状	産業廃棄物の種類	別紙②による	—			
	排出量	同上 t	— t			
(これまでに実施した取組)						
②計画	【目標】 別紙③のとおり					
	産業廃棄物の種類	別紙③による	—			
	排出量	同上 t	— t			
	(今後実施する予定の取組)					
<ul style="list-style-type: none"> ・4R活動の推進をしている。 ・計画から排出量を予測し、目標・日々の実績管理により計画的に抑制を推進している。 ・余剰材の引取(木くず) 						
<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組みの実施を継続して行う。 ・リサイクルの推進を行う。(廃プラスチック類・金属くず等) 						

産業廃棄物の分別に関する事項

①現状	(分別している産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・工事により分別できる廃棄物の種類は異なるが、極力分別し排出するよう、従業員・協力会社に告知している。
②計画	(今後分別する予定の産業廃棄物の種類及び分別に関する取組)
	<ul style="list-style-type: none"> ・上記の取組みに加え、更なる廃棄物の分別方法の検討・実施を従業員・協力会社とともに継続して行う。

(第3面)

自ら行う産業廃棄物の再生利用に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	別紙②による	—
	自ら再生利用を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	木くず類	—
	自ら再生利用を行いう 産業廃棄物の量	受注により増減する t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・余剰材の引き取り			

自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項

【前年度（令和4年度）実績】			
①現状	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行った 産業廃棄物の量	— t	— t
(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。			
【目標】			
②計画	産業廃棄物の種類	—	—
	自ら熱回収を行いう 産業廃棄物の量	— t	— t
(今後実施する予定の取組)			
・実施予定なし。			

(第4面)

自ら行う産業廃棄物の埋立処分又は海洋投入処分に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		
①現状	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行った産業廃棄物の量	— t	—	t
	(これまでに実施した取組)			
・特に実施していない。				
②計画	【目標】			
	産業廃棄物の種類	—	—	—
	自ら埋立処分又は海洋投入処分を行う産業廃棄物の量	— t	—	t
(今後実施する予定の取組)				
・実施予定なし。				

産業廃棄物の処理の委託に関する事項

		【前年度（令和4年度）実績】		別紙②のとおり
①現状	産業廃棄物の種類	別紙②による	—	—
	全処理委託量	同上 t	—	t
	優良認定処理業者への処理委託量	同上 t	—	t
	再生利用業者への処理委託量	同上 t	—	t
	認定熱回収業者への処理委託量	同上 t	—	t
	認定熱回収業者以外の熱回収を行う業者への処理委託量	同上 t	—	t
(これまでに実施した取組)				
・分別回収し、委託基準に従って、再生利用業者に処理委託をした。				

(第5面)

		【目標】			別紙③のとおり	
		産業廃棄物の種類		別紙③のとおり		—
		全処理委託量	同上	t	—	t
		優良認定処理業者への 処理委託量	同上	t	—	t
		再生利用業者への 処理委託量	同上	t	—	t
		認定熱回収業者への 処理委託量	同上	t	—	t
		認定熱回収業者以外の 熱回収を行う業者への 処理委託量	同上	t	—	t
②計画		(今後実施する予定の取組)				
		<ul style="list-style-type: none"> ・分別回収を行い、再生可能な廃棄物は、再生利用業者に処理委託を行う。 ・委託基準に従って、再生利用業者に処理委託を行う。 				
※事務処理欄						

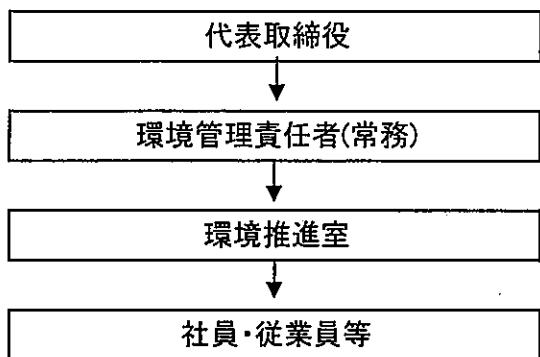
備考

- 1 前年度の産業廃棄物の発生量が1,000トン以上の事業場ごとに1枚作成すること。
- 2 当該年度の6月30日までに提出すること。
- 3 「当該事業場において現に行っている事業に関する事項」の欄は、以下に従って記入すること。
 - (1)①欄には、日本標準産業分類の区分を記入すること。
 - (2)②欄には、製造業の場合における製造品出荷額（前年度実績）、建設業の場合における元請完工事高（前年度実績）、医療機関の場合における病床数（前年度末時点）等の業種に応じ事業規模が分かるような前年度の実績を記入すること。
 - (3)④欄には、当該事業場において生ずる産業廃棄物についての発生から最終処分が終了するまでの一連の処理の工程（当該処理を委託する場合は、委託の内容を含む。）を記入すること。
- 4 「自ら行う産業廃棄物の中間処理に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、自ら中間処理を行うに際して熱回収を行った場合における熱回収を行った産業廃棄物の量と、自ら中間処理を行うことによって減量した量について、前年度の実績、目標及び取組を記入すること。
- 5 「産業廃棄物の処理の委託に関する事項」の欄には、産業廃棄物の種類ごとに、全処理委託量を記入するほか、その内数として、優良認定処理業者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令第6条の11第2号に該当する者）への処理委託量、処理業者への再生利用委託量、認定熱回収施設設置者（廃棄物の処理及び清掃に関する法律第15条の3の3第1項の認定を受けた者）である処理業者への焼却処理委託量及び認定熱回収施設設置者以外の熱回収を行っている処理業者への焼却処理委託量について、前年度実績、目標及び取組を記入すること。
- 6 それぞれの欄に記入すべき事項の全てを記入することができないときは、当該欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、産業廃棄物の種類が3以上あるときは、前年度実績及び目標の欄に「別紙のとおり」と記入し、当該欄に記入すべき内容を記入した別紙を添付すること。また、それぞれの欄に記入すべき事項がないときは、「—」を記入すること。
- 7 ※欄は記入しないこと。

産業廃棄物の処理に係る管理体制に関する事項

別紙①

(1) 組織図



(2) 職務分担

名称	役割
代表取締役	統括産業廃棄物管理者
常務(環境管理責任者)	環境システムの推進・法令遵守指導責任者
環境推進室	産業廃棄物管理者
	環境システムの推進・法令遵守指導
	廃棄物処理計画の作成
	社員、関連会社に対する教育、啓発
社員・従業員等	環境システムの推進・法令遵守
	産業廃棄物マニフェスト管理
	委託契約書締結・作成(収集運搬・処分業者選定)
	処理業者、再生利用業者の調査、選定及び管理
	廃棄物処理に関する各種事項の管理

産業廃棄物の排出の抑制及び処理の委託に関する事項

①現状

【令和4年度実績】

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定業者への 処理委託量	再生利用業者への 委託量	認定熱回収業者へ の委託量	認定熱回収業者へ 外の熱回収を行つ業 者への処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行つ業 者への処理委託量	これまで実施したに取組 たこと
がれき類	7235. 16t	0t	7235. 16t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入
その他がれき類	3. 17t	0t	3. 17t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入
木くず	327. 10t	0t	327. 10t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入
廃プラスチック類	21. 28t	0t	21. 28t	0t	0t	0t	最終処理施設へ搬入
金属くず	0. 44t	0t	0. 44t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入
紙くず	1. 96t	0t	1. 96t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入
ガラスくず	0. 05t	0t	0. 05t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入
廃石膏ボード	1. 80t	0t	1. 80t	0t	0t	0t	最終処理施設へ搬入
建設汚泥	1. 60t	0t	1. 60t	0t	0t	0t	最終処理施設へ搬入

②目標

産業廃棄物の種類	全処理委託量	優良認定業者への 処理委託量	再生利用業者への 委託量	認定熱回収業者へ の委託量	認定熱回収業者へ 外の熱回収を行つ業 者への処理委託量	認定熱回収業者以 外の熱回収を行つ業 者への処理委託量	今後実施する予定の取組 たこと
がれき類	4, 000. 00t	0t	4, 000. 00t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入し再利用する。
その他がれき類	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
木くず	200. 00t	0t	200. 00t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入し再利用する。
廃プラスチック類	7. 00t	0t	7. 00t	0t	0t	0t	最終処理施設へ搬入する。
金属くず	1. 00t	0t	10. 00t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入し再利用する。
紙くず	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
ガラスくず	0. 30t	0t	0. 30t	0t	0t	0t	中間処理施設へ搬入し再利用する。
廃石膏ボード	0t	0t	0t	0t	0t	0t	
建設汚泥	0t	0t	0t	0t	0t	0t	

